

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組に関するQ & A（小鮎地区）

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組の検討を進める中でいただいた御質問や御意見を整理し、次のとおりQ & Aとしてまとめました。

1 取組の考え方・進め方・スケジュールに関すること。

- (1) 学校が小規模化すると何か教育上の問題があるのか。小規模のメリットをいかした教育を進めてはどうか。
- (2) 統合後の学校規模はどの程度を見込んでいるのか。
- (3) 学校の統合を行うと児童・生徒数が多くなり、担任の先生の目が届きにくくなるのではないか。
- (4) 方策の方向性は何をもって決定するのか。
- (5) 子どもたちの意見を聞かないのか。
- (6) 統廃合の具体的時期はいつ頃になるのか。
- (7) 統合前に新しい学校に就学することはできるのか。

2 教育環境に関すること。

- (1) 学級数ではなく、1学級の人数に着目して、少人数学級を進めてほしい。
- (2) 「児童のケア」とは、具体的にどのようなことを実施するのか。
- (3) 小中学校を同じ校舎にすればよいのではないか。

3 通学に関すること。

- (1) 統合により児童の通学負担が増えてしまうのではないか。
- (2) スクールバスの対象となるのは通学距離（時間）が3 km（45分）以上の児童だけか。
- (3) スクールバスの停留所、本数等はどのような想定になっているのか。
- (4) スクールバスの安全管理はどうするのか。
- (5) スクールバスを運行する場合の費用負担はどう考えているのか。
- (6) 通学路の安全確保はどのように進めていくのか。
- (7) 久保橋周辺は道幅が狭く抜け道にもなっているため、非常に危険であるが、安全確保はどのようにするのか。
- (8) 学校までの距離が遠くなると授業参観等、学校行事に参加するのが大変になってしまう。

4 その他

- (1) 学校の適正規模の方策に着手する前に、若者の定住促進など子どもを増やす施策を実施すべきではないか。
- (2) 学校跡地の利用について何か検討しているものはあるのか。
- (3) 県内で同様の取組を行っている自治体はあるか。
- (4) 学校を減らすのではなく、教育予算を増やして対応すべきではないか。
- (5) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール（C S））や地域学校協働活動とはどのようなものか。

【Q1-(1)】 学校が小規模化すると何か教育上の問題があるのか。小規模のメリットをいかした教育を進めてはどうか。

市教育委員会では、大規模な学校と小規模な学校のそれぞれにメリットと課題があり、そのメリットをいかし、かつ、課題を最小化しながら、学校の特性に合わせた教育を進めていくことが望ましいと考えています。

そうした中において、学校規模の大規模化・小規模化が一定以上進展し、学校規模の偏りが特に大きくなると、課題が大きくなってくると考えられます。

例えば小規模化が進んだ場合、「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」、「多様な考え方に触れたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい」といった事象が発生し、実際に「クラス替えができない」「運動会や文化祭などの集団行動に制約が生じる」「部活動等の設置が限定される」などの課題が顕在化するものと考えられます。

市教育振興基本計画で掲げる、子どもたちの「『生きる力』の育成」に当たっては、様々な人間関係の中で社会的な適応能力を身につけることが重要であり、そのためには学習環境の多様性を確保することが必要であると考えます。

なお、小規模校のメリットの一つである「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」について、例えば1学年がそれぞれ25人、50人、75人の学校があった場合、それぞれ1学年当たりの学級数は1学級、2学級、3学級と異なりますが、1人の担任が受け持つ人数は25人と変わりません。そうしたことなどを踏まえると、小規模な学校でできる多くのことは、適正規模校でも可能であると考えられます。

【Q1-(2)】 統合後の学校規模はどの程度を見込んでいるのか。

学校の統合を実施した場合の学校規模は次のとおりとなる見込みです。

【現状】

小学校	上段：児童数 下段：通常学級数									
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
小 鮎	388	383	374	371	372	347	343	339	339	336
	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12
飯 山	161	157	156	147	142	134	118	114	108	106
	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>

【統合】

小学校	上段：児童数 下段：通常学級数									
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
統合校	549	540	530	518	514	481	461	453	447	442
	18	18	18	18	18	17	16	16	16	15

※下線部は全学年単学級

【Q1-(3)】学校の統合を行うと児童・生徒数が多くなり、担任の先生の目が届きにくくなるのではないか。

「Q1-(1)」でも記載させていただいたとおり、学級は児童・生徒数に応じて編制されるため、児童・生徒数の多寡と担任が受け持つ人数は、必ずしも関連しません。

なお、学校が適正な規模の範囲内であれば、「より多くの教職員が多面的な観点で児童・生徒を指導できる」、「バランスの取れた教職員配置が可能となる」などの児童・生徒への指導面における効果が考えられます。

【Q1-(4)】方策の方向性は何をもって決定するのか。

本意見交換会でいただいた御意見も踏まえ、庁内検討組織等で更に検討を進めた案について庁議、教育委員会定例会での審議を経て、通学区域の再編成について審議する通学区域再編成委員会への諮問、答申を受けて決定してまいります。令和6年の決定を予定しています。

【Q1-(5)】子どもたちの意見を聞かないのか。

現在は方策を検討している段階です。まだ方向性が整理されていない時期に子どもたちに今後の学校の在り方や方向性が望ましいのかを聞いた場合、環境の変化に対する「不安」や「期待」を述べることになってしまうことが考えられます。

教育委員会では、子どもたちにいたずらに不安や期待を抱かせるようなことには慎重であるべきであると考えています。

今後、方策が決定し、新しい学校づくりに向け検討を進める段階においては、子どもたちの意見も必要に応じて聞いていきたいと考えています。

【Q1-(6)】統廃合の具体的時期はいつ頃になるのか。

学校の統廃合を実施する場合における実施時期については、小鮎小学校南棟新校舎供用開始見込み時期、在籍する児童への影響等を考慮しながら検討してまいります。

これらを踏まえ、方策の実施は令和12年度以降を一つの案として見込んでおりますが、実施時期についても保護者の皆様などの御意見をお伺いしながら定めていきたいと考えています。

【Q1-(7)】統合前に新しい学校に就学することはできるのか。

本取組に伴う統合前の指定学校の変更について、時期を先行して統合先の学校への通学を希望する児童が多数存在した場合、統合元の学校規模の偏りが大きくなり、学習環境に影響を及ぼす可能性が考えられます。ついては、そうした課題があることを踏まえ、関係する学校の保護者の皆様などの御意見を伺いながら、どのような運用が望ましいか検討していきたいと考えています。

【Q2-(1)】学級数ではなく、1クラスの人数に着目して、少人数学級を進めて欲しい。

小・中学校の学級編制（1学級当たりの児童・生徒数）については、基本的に法律で定められており、法律の基準（令和3年度改正）では小学校は1学級当たり35人※、中学校は1学級当たり40人を上限に学級を編制することが定められています。

本市が独自に30人や25人学級などの少人数学級を実施するためには、増加する学級数に対応するための教職員や教室を市独自で確保していく必要があり、人材の確保や財政的負担など課題が多いことから、本市では、国が示す学級編制の基準に基づき、学校の適正規模・適正配置の方策を実施してまいります。

なお、少人数学級の実現に向けては、神奈川県市長会を通じて国に30人学級編制の要望を出しております。

《参考》令和5年度に30人学級を実施すると仮定した場合において、新たに配置が必要となる教職員数

項目	必要数
教職員数	94人増

※法律の経過措置規定として、令和3年度からの5年間で1学年ずつ段階的に40人学級から35人学級に引下げ。令和5（2023）年度時点では、小学校1～4年が35人、5～6年は40人学級編制。令和7（2025）年度には全学年35人学級編制となる見込み。

【Q2-(2)】「児童のケア」とは、具体的にどのようなことを実施するのか。

学校の統廃合に伴い、児童は、教職員や児童との人間関係の変化、学習環境の変化などに対するストレスが発生する可能性が考えられます。

そうした中で、児童のストレスを軽減し、心身をケアする取組としては、計画決定から統合までの準備期間に統合校同士の児童の交流を行い、お互いに対する理解を深めることや、学校運営上のルール等を統合対象校同士であらかじめ調整しておくことなどで、児童にとって変化が急激なものとならないようにすることなどが考えられます。

また、定期的なアンケート調査等の実施により、児童や保護者の皆様の不安や悩みの把握に努め、必要な対策を実施するよう検討していきたいと考えています。

【Q2-(3)】小中学校を同じ校舎にすればよいのではないか。

校舎の整備の在り方については、小中一貫教育の在り方と整合を図りながら検討を進めていくものと考えています。現在、小中一貫教育の基本的な考え方について検討を進めておりますので、そこで定まった考え方を踏まえ、施設整備の検討を進めてまいります。

【Q3-(1)】統合により児童の通学負担が増えてしまうのではないか。

学校を統合した場合、一部の児童は現状よりも学校までの距離が遠くなってしまうことが考えられます。

そうした中で、全ての児童が安心・安全に登下校できるよう、方針で定めた通学距離（時間）の上限3 km（45 分）を目安とした通学負担軽減策の実施、安全な通学路の整備、教材等の荷物の軽量化の検討等によって可能な限り負担を少なくしていけるよう検討を進めていきたいと考えています。

【Q3-(2)】スクールバスの対象となるのは、通学距離（時間）が3 km（45 分）以上の児童だけか。

スクールバスについては、統合される学校の学区に居住し、統合により望ましい通学距離・時間を超える等、負担の増大が見込まれる児童を対象に検討を進めてまいりました。詳細を検討するに当たっては、方針で定めた3 km（45 分）を目安としつつ、距離以外の勾配等の地形や、気候、学年による体力差等を加味しながら全ての児童が安心・安全に登下校できるよう検討を進めていきたいと考えています。

【Q3-(3)】スクールバスの停留所、本数等はどのような想定になっているのか。

スクールバスの詳細については、方策の方向性が定まった段階で検討させていただく内容となりますが、現状では、スクールバスのルート上に安全に乗降できる箇所を乗降箇所として複数設置することを想定しています。本数については、学年により下校時間が異なることから、下校時には複数本運行するといった手法も検討していくことを考えています。

ルートについては、対象児童の範囲等が決まった段階で安全かつ効率的なルートを設定していきたいと考えています。

【Q3-(4)】スクールバスの安全管理はどうするのか。

他自治体の事例として、スクールバスの安全管理手法としては、児童が車内に取り残されることがないように安全装置の装備、乗降時の点呼等による乗降確認、マニュアル等を作成することでの安全管理の徹底などが挙げられますので、本市においてもそうした事例を踏まえ検討してまいります。

あわせて、児童に対してスクールバスの乗降訓練等の安全教育を行うことで安全管理を図っていききたいと考えています。

【Q3-(5)】スクールバスを運行する場合の費用負担はどう考えているのか。

スクールバスの運行に係る費用負担については、市の施策により、負担が発生するということを考慮し、基本的には市費で負担するという考え方のもとに検討を進めていききたいと考えています。

【Q3-(6)】通学路の安全確保はどのように進めていくのか。

現在本市では、通学路の安全点検及び安全対策の指針である「厚木市通学路交通安全プログラム」に基づき、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に努めています。

通学路の安全確保に当たっては保護者や地域の皆様、教育委員会等で合同点検や、ワークショップ等を実施し、「厚木市通学路交通安全プログラム」に基づく取組と連携しながら、安心・安全な通学路の整備を進めていききたいと考えています。

【Q3-(7)】久保橋周辺は道幅が狭く抜け道にもなっているため、非常に危険であるが、安全確保はどのようにするのか。

久保橋周辺の危険性については、昨年度実施した説明会やアンケートにおいても御意見として多くいただいております、教育委員会としても安全確保について留意すべき箇所として認識しております。

現状でも、安全な通学環境の確保のため、対策を講じているところですが、児童等の通行量が増加することを踏まえ、更なる対策についてハード・ソフトの両面から検討を進めてまいります。

○現状での対策一覧

- ・ 注意喚起看板の設置
- ・ 路面標示（とび出し注意）
- ・ 路側帯へのグリーンベルト舗装（小鮎川沿い、久保橋）
- ・ 栗矢橋前横断部へのカラー舗装
- ・ 久保橋手前の一時停止規制

【Q3-(8)】学校までの距離が遠くなると授業参観等、学校行事に参加するのが大変になってしまう。

スクールバスの運行に当たっては、発着場を整備する必要がありますので、駐車場や駐輪場の整備について、形状や利用の現状、統合後の利用の仕方を踏まえ、発着場の整備と一体的に検討するなど、できる限り保護者の皆様の負担が大きくならないように検討を進めていきたいと考えています。

【Q4-(1)】学校の適正規模の方策に着手する前に、若者の定住促進など子どもを増やす施策を実施するべきではないか。

我が国では、平成 20（2008）年から人口減少時代に突入し、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に直面しています。

市では、こうした状況を踏まえ、平成 28（2016）年に、市の実情に応じた、人口減少を克服するための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、合計特殊出生率の上昇、定住促進及び雇用の創出に向けた取組を進めているところです。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 42（2060）年には、我が国の人口は約 9,300 万人にまで減少することが見込まれています。

こうした中において、市として人口減少を克服するための施策にこれまで以上に取り組むことはもちろんですが、現在も進行している人口減少という厳しい現実に向き合いながら、将来にわたって子どもたちに望ましい教育環境を整備するための取組が必要であると考えています。

【第 2 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況】

達成指標	数値目標	令和 4 年度 目標値※ 1	令和 4 年度 実績値
合計特殊出生率	合計特殊出生率	1.40※ 2	1.19※ 2
転入促進	20-30 歳代の 転入者数	6,463 人	6,765 人
定住促進	20-30 歳代の 転出者数	6,656 人	5,995 人
雇用の創出	従業者数	158,586 人※ 3	151,282 人※ 3

※ 1 目標値は、各年の進捗を測るため目安として設定している数値

※ 2 令和 4 年の実績値が未公表のため、令和元年の目標値と実績値を記載

※ 3 令和 4 年の実績値が未公表のため、令和 3 年の目標値と実績値を記載

【Q4-(2)】 学校跡地の利用について何か検討しているものはあるのか。

「厚木市公共施設最適化基本計画」では『複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用』することと定めています。

そうした中において、学校施設は、地域で最も身近な公共施設の一つであり、地域コミュニティの拠点としての役割を担っていることから、廃止後の学校跡地については、適正規模・適正配置の方針の中で『地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について検討』することを定めています。

こうしたことから、学校跡地の在り方については、今後の行政需要やまちづくりの視点などを踏まえつつ、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していくことを考えています。

【Q4-(3)】 県内で同様の取組を行っている自治体はあるか。

県内で適正規模・適正配置の取組に伴う学校の統合事例は次のとおりです。

自治体名	内容	
	統合前	統合後
横浜市	上菅田小学校 笹山小学校	上菅田笹の丘小学校
相模原市	青野原小学校 青野原中学校 青根小学校 青根中学校	青和学園
小田原市	城山中学校 片浦中学校	城山中学校
南足柄市	北足柄小学校 南足柄小学校	南足柄小学校

※上記学校以外にも実施事例や統廃合に関連する取組を進めている自治体は多数存在している。

【04-(4)】学校を減らすのではなく、教育予算を増やして対応すべきではないか。

本取組については、子どもたちが将来にわたってより良い教育環境で学ぶことができるよう、学校規模の適正化を図るものであり、予算上の理由を目的に学校の統廃合等を行うものではありません。

なお、本市の令和5年度の一般会計当初予算は923億円であり、そのうち教育費は約81億円で割合としては約8.7%になります。

この金額及び割合について、近隣市との比較において、本市の教育予算が少ないという認識はありませんが、今後も充実した教育環境を整備していけるよう必要となる予算を確保してまいります。

【参考】近隣市の令和5年度当初予算における教育費予算額等

自治体名	教育費予算額 (百万円)	割合 (%)	人口1人当たり 予算額※ ¹ (円)
厚木市	8,064	8.7	36,048
海老名市	6,209 ^{※2}	12.8	45,482
平塚市	9,104	10.4	35,230
大和市	7,276	8.6	30,423
伊勢原市	2,703	7.7	26,558
秦野市	4,675	8.4	28,781
茅ヶ崎市	6,367	8.0	26,268

(参考：令和5年度市町村要覧（神奈川県）)

※1 人口は令和2年国勢調査による。金額は小数点以下切り上げ

※2 海老名市は中学校給食施設建設工事の実施等により前年度比34.8%の増加

【Q4-(5)】学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール（ＣＳ））や地域学校協働活動とはどのようなものか。

学校運営協議会制度（ＣＳ）は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。ＣＳを活用することで、学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

地域学校協働活動は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動になります。

これらの取組を一体的に推進することで、ＣＳでの協議や熟議等を通して、学校や地域の関係者が目標やビジョンを共有し、その結果を踏まえ、地域学校協働活動として、幅広い地域住民が参画しながら教育活動や地域活動を実施することで、学校運営の改善と地域づくりを一層活性化することができます。